

第3章 自然との共生と森林（もり）づくり

第1節 生物多様性の保全

<主な指標と最新実績>

良好な自然環境を有する地域学術調査区域数 10地域

第1項 生物多様性の保全

1 生物多様性ぐんま戦略の取組 【自然環境課】

本県の個性豊かな自然環境を保全し、持続可能な利用を進めることで、恵み豊かな自然を未来へつなぐため、2017（平成29）年3月に「生物多様性ぐんま戦略」を策定しました。

(1) 基本理念

恵み豊かな自然を未来へつなぐ群馬県～生物多様性を守り賢く活かす～

(2) 戦略目標

- ア 県民の理解が深まり参加が進んでいる
県民一人ひとりが生物多様性と暮らしの関わりやその価値を認識して、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて自発的に行動・参加する状態を目指します。
- イ 生態系の劣化が食い止められている
生物多様性の劣化要因を一定水準に抑え、劣化の深刻度及び保全の緊急性の高い生態系・生物種は優先的に対策が講じられ、危機的状況が回避されていることを目指します。
- ウ 保全と利用の好循環への取組が進んでいる
生物多様性を持続可能な形で利用し、県民理解を深めて保全が一層進むという、保全と利用の好循環を生み出す仕組みを創出していくことを目指します。
- エ 科学的知見に基づく中長期的な課題が検討されている
モニタリングの実施によって得た生物多様性に関する情報の整備を行い、保全と利用の取組が随時見直されている状態を目指します。
- オ 継続的な取組の体制が整えられている
県内各地の関係者間で情報交換が活性化し、人的ネットワークが拡大・強化されている状態を目指します。

(3) 基本戦略

- ア 生物多様性の価値の浸透
生物多様性の恵みやその重要性を再認識するとともに、行動につなげるためのきっかけづくりを推進し、新たな生活・産業文化として定着させるよう取り組みます。
- イ 緊急性の高い保全施策の実施
希少野生動植物種の保護や劣化が進む生態系の保全など、緊急性の高い保全施策を着実に実施します。
- ウ 生物多様性の持続可能な利用の推進
「保全と利用の好循環ぐんまモデル」の形成に向けて、地域の活力増進のための持続可能な利用を推進し、生物多様性の保全に貢献します。
- エ 生物多様性に関する情報の蓄積と利用環境整備
生物多様性の保全や持続可能な利用に関する施策に役立てられるよう、保全や利用に関する情報を継続的に蓄積する方策を構築し、情報の適正な利用環境の整備に努めます。
- オ 戦略を着実に推進させる仕組みづくり
生物多様性は多様な分野に関連することから、県民、事業者、民間団体、教育機関、市町村、県などの連携及び情報交換や交流を増やし、戦略の着実な実行を推進します。

(4) 進捗管理

本戦略の推進に当たっては、施策の方向性ごとに、個別事業の実績、今後の方針・課題を経年的に把握、点検することにより、今後の施策事業の効果的な推進や基本計画の見直しに役立たせるため、事業の進捗管理を行っています。

表2-3-1-1 事業の進捗状況調査結果（2020[令和2]年度実績）

| | 概ね妥当と考える | 部分的見直しが必要 | 大幅な見直しが必要 | 廃止・休止の方向 |
|-----|----------|-----------|-----------|----------|
| 事業数 | 79 | 12 | 0 | 0 |
| 構成比 | 86.8% | 13.2% | 0.0% | 0.0% |

2 自然環境保全地域等整備 【自然環境課】

自然環境保全地域は、自然的・社会的諸条件から、自然環境を保全することが特に必要と認められる地域として、「自然環境保全法」や「自然環境保全条例」に基づき指定されている地域です。

県内では、国指定の自然環境保全地域が1地域、

県指定の自然環境保全地域が26地域、緑地環境保全地域が5地域指定されています。これらの地域では、標識・解説板の立替え、清掃管理、保育管理、植生復元対策等の保全対策を行っています。

3 良好な自然環境を有する地域学術調査 【自然環境課】

本調査は、「群馬県自然環境保全条例」第5条の規定に基づき、県内の自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎情報の収集を目的に、1974（昭和49）年から大学教授や自然史博物館学芸員などの専門家で構成される群馬県自然環境調査研究会に委託をして実施しています。

2021（令和3）年度は、「籠ノ登山（東・西）、水ノ塔山及び浅間山外輪山」、「鈴ヶ岳県自然環境保全地域」など、合計10地域において調査を実施し、希少野生動物の新たな生息地が明らかになるなどの成果を収めました。

4 群馬県自然保護指導員兼県内希少野生動植物種保護監視員の設置 【自然環境課】

「群馬県自然環境保全条例」及び「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」に基づき、県内35市町村に2年間の任期で54名を委嘱しています。

主な業務は、管内の定期的な巡視を行い、自然環境における異常の発見や県自然環境保全地域、緑地環境保全地域における自然破壊等の発見・通報に努めるとともに、希少野生動植物種の保護のため、違法な捕獲や採取等の監視を行います。また、自然環境保全のための指導、自然保護知識の普及啓発等も行います。

自然保護指導員兼監視員からの最近の報告内容では、希少植物の生育状況の確認、特定外来生物をはじめとした外来生物の確認、その他ハイカーや登山者に対する自然環境の解説の実施等の報告を受けています。

県では、自然保護指導員兼監視員から報告された情報を蓄積し、自然保護行政の基礎資料として活用しています。また、取りまとめた情報は、必要に応じて、自然保護指導員兼監視員にフィードバックするとともに、市町村にも情報提供しています。

5 ラムサール条約湿地の保全と利活用 【自然環境課】

上信越高原国立公園に位置する芳ヶ平湿地群は、草津白根山の火山活動に大きな影響を受け形成されたものです。この特有な自然環境が評価され、2015（平成27）年5月にラムサール条約湿地と

して登録されました。この結果、県内のラムサール条約湿地は、尾瀬、渡良瀬遊水地と合わせて、3か所になりました。